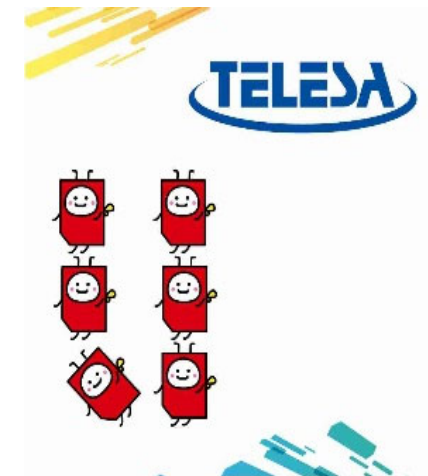


「指定設備卸役務への必要な措置 に関する論点」等に対する意見

2020年4月24日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



しむし
MVNO委員会

「指定設備卸役務への必要な措置 に関する論点」に対する意見

(1) 卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール

論点

- 「光サービス卸」、「モバイル音声卸」について、卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項(①)としてどのようなものが考えられるか。
- 「光サービス卸」「モバイル音声卸」以外の指定設備を用いた卸役務（将来提供される卸役務を含む）についても、卸契約に当たって、同様に担保しておくべき内容(②)があるか。

意見

- ① 現時点では卸料金の水準以外にガイドライン等により明確化が必要な事項はないと考えます
- ② モバイル市場の競争環境に関する研究会 最終報告書（2020年2月）で示されている通り、本格的な5G時代（SA段階）では、MNOから提供されるAPIを通じ、MNOの仮想基盤に置かれるスライスを活用して利用者のニーズに応じた高い付加価値を備えた通信サービスを実現する仮想通信事業者（ライトVMNO）や、MNOの仮想基盤の外側に独自の仮想基盤を持ち独自にスライスを運用する仮想通信事業者（フルVMNO）の登場が期待されます。
今後、MVNOが高度で多様なサービスを低廉な料金で実現し、利用者利便の向上に貢献するためには、スライスや、それをコントロールするためのAPI、RANシェアリング等の諸機能が円滑に、かつ適正な料金でMNOから提供されることが必要であり、この実現に向けたMNOとMVNOの協議が市場において円滑に進まない場合は、指定設備卸等の規律の導入により適正性、公平性、透明性を確保することが必要と考えます

(1) 卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール

論点

- 最終答申において、「総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していく」必要があるとされたことを踏まえ、総務省において、実態把握を強化するため、電気通信事業法施行規則に基づく届出事項（対象）の変更を内容とする省令改正を検討しているが、課題が寄せられている「光サービス卸」「モバイル音声卸」に関する届出の充実を検討することに加え、指定設備を用いた卸役務について、実態把握を強化すべきもの(①)は想定されるか。
- その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルール(②)があるか。

意見

- ① 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和元年度）では、IoT向け通信サービスについて、5G導入により競争環境に大きな変化が生じる可能性があること等を踏まえ、競争状況の評価に向けた考え方を整理することが示されているところ、これらの検討も踏まえつつ、IoT向け通信サービスに関する卸役務の提供条件等についても実態把握の必要性を検討すべきと考えます
- ② MNOおよびその特定関係法人によるMVNOの兼営においては、電波資源の有効活用の過怠の他にも公正競争上の問題を引き起こす恐れがあり、MNOにおけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないかといった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保するという点からも非常に重要と考えますので、禁止行為規制の適用がされていないKDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要と考えます

(2) 卸料金の適正性についての検証方法

論点

< 1. 卸料金の適正性検証の基本的な考え方 >

< 卸料金の適正性についての検証方法 >

- ① コスト水準（接続料相当）を基礎としたベンチマークを用いた検証及び検証結果の公表
- ② コスト水準（接続料相当）、卸料金水準及びエンドユーザー向け役務の料金水準を時系列で比較することによる検証及び検証結果の公表

- 接続による代替性が十分ある場合には（略）、**接続との代替性が不十分な指定設備卸役務を検証対象とし、接続による代替性がないものと一定程度あるものに分けて検証**すべきではないか。
- **接続による代替性がない指定設備卸役務については、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことから、直接的に料金水準の適正性を検証**すべきではないか。【⇒重点的な検証対象】
- 一方で、それ以外の接続との代替性が不十分な指定設備卸役務については（略）「重点的な検証対象」とは検証方法に差異を設け、**透明性の確保に重点をおいた検証**を行うべきではないか。【⇒その他の検証対象】
- 具体的には、「**重点的な検証対象**」は、**①の検証について総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、それに基づき指定事業者においてベンチマークとなる金額を算出し、卸料金の検証を行うことにより適正性を直接的に検証**するとともに、**②の時系列比較による検証も実施**してはどうか。
- 一方で、「**その他の検証対象**」は、**①のベンチマークによる直接の卸料金の検証は行わないこととし、総務省が示すベンチマーク設定の考え方を踏まえながら、コスト水準（接続料相当）と卸料金の差分（回収しようとしている費用項目等）について検証し、総務省に報告するとともに、②の時系列比較による検証も実施**してはどうか。

意見

- **示された案に賛同**いたします。前回の研究会で「**代替性があるとは評価できない**」とされたモバイル音声卸においては、**卸料金が適正でなければMVNOの競争力がMNOに比して劣後する可能性があり、直接的にその適正性を検証し、早急に公正競争上の課題を解決することが必要**と考えます

(2)卸料金の適正性についての検証方法

論点

< 1. 卸料金の適正性検証の基本的な考え方（続き） >

- 検証結果について、適正な卸交渉に寄与する観点から、一定の情報について卸先事業者が把握可能なよう公表することが必要ではないか。
- 総務省においては、検証の実施に係るガイドラインを作成し、円滑な検証の実施を担保すべきではないか。
- 検証を実施した結果、指定事業者が適切に卸料金の見直し等を行っているか確認することが必要ではないか。

意見

- 示された案に賛同いたします
- 検証結果について一定の情報を公開することは、MVNOの交渉力を向上させ、卸料金の適正性確保に貢献するものであり、MNOとMVNOとの間の料金競争を活性化する等、最終的には利用者利便にも資するものと考えます

(2) 卸料金の適正性についての検証方法

論点

＜2. ベンチマークを用いた検証の考え方＞

- 指定設備卸役務の性質や指定事業者ごとの状況にも配慮する観点から、総務省はベンチマークとなる金額を示すのではなく、ベンチマーク設定の考え方を示し、それをもとに具体的なベンチマークとなる金額は指定事業者が自ら算定して、算定根拠を含め総務省に報告(①)する形が適切ではないか。
- この場合に、総務省が示すベンチマーク設定の考え方は、情報通信審議会の最終答申において「コスト水準（接続料相当）を基礎としたベンチマーク」とされていることを踏まえ、これを基本としつつ、どのようなものとすることが適切(②)と考えられるか。

意見

- ① 対象事業者が複数存在し、各社の設備構成も異なることが想定されることから、総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、具体的な金額は指定事業者自らが算定する方法は妥当と考えます
- ② ベンチマークの考え方は 最終答申に示されている通り、コスト水準（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額）を基本とすることが望ましいと考えます。その上で、どのようなコストを上乗せして最終的なベンチマークとするかは、MVNOに帰属するコストかどうかの観点で判断することが望ましいと考えます。
なお、前回の研究会で「時系列比較による適正性の検証」として示された通り、コスト水準となるアクセスチャージの変動率やリテール価格の変動も見つつ適正性を検証することも必要と考えます。

(2) 卸料金の適正性についての検証方法

論点

< 2. ベンチマークを用いた検証の考え方（続き） >

- 総務省が示すベンチマーク設定の考え方に基づいて、指定事業者が算定した**ベンチマークとなる金額を卸料金が上回っている場合には、不当な競争を引き起こすものではないことについて、指定事業者は論拠を示す**必要があるのではないか。
- これらの検証結果については、指定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除いては、**卸先事業者が確認できるよう、可能な限り公表**することを検討すべきではないか。

意見

- **示された案に賛同**いたします
- 固定通信分野においては「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」に同様の考え方が示されており、モバイル通信分野でも同様の措置を講じることは公正競争環境の確保に資すると考えます

(2) 卸料金の適正性についての検証方法

論点

< 3. 時系列比較による検証の考え方 >

- コスト水準（接続料相当）、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような理由があるか等について、指定事業者自ら検証し、検証結果を総務省に報告することとしてはどうか。
- 総務省は、報告を受けた検証結果について、例えば、それぞれの金額の差分が前年度と比較して縮まっているか、広がっているか等について公表し、卸先事業者が推移を把握できるようにしてはどうか。

意見

- 示された案に賛同いたします
- 卸先事業者が推移を把握できることに加えて、「コストの変動が適切に卸料金に反映されていない場合には、どのような理由があるか等」についても、可能な限り卸先事業者に説明されることが望ましいと考えます

NTTドコモからの提案のあった 「中継電話において、MNOの交換機で プレフィックス番号を自動付与する案」 に対する意見

接続料の算定等に関する研究会（第30回、2020年2月12日）で提示された「事業者・団体への追加質問及びその回答*1」において、**MVNO委員会より、「MNOが早急に検討を進め、具体的な提案をいただく必要がある」と回答したところ、2020年3月5日にドコモよりMVNO委員会へ具体的な提案があったため、それを踏まえたMVNO委員会の意見**を申し上げます。

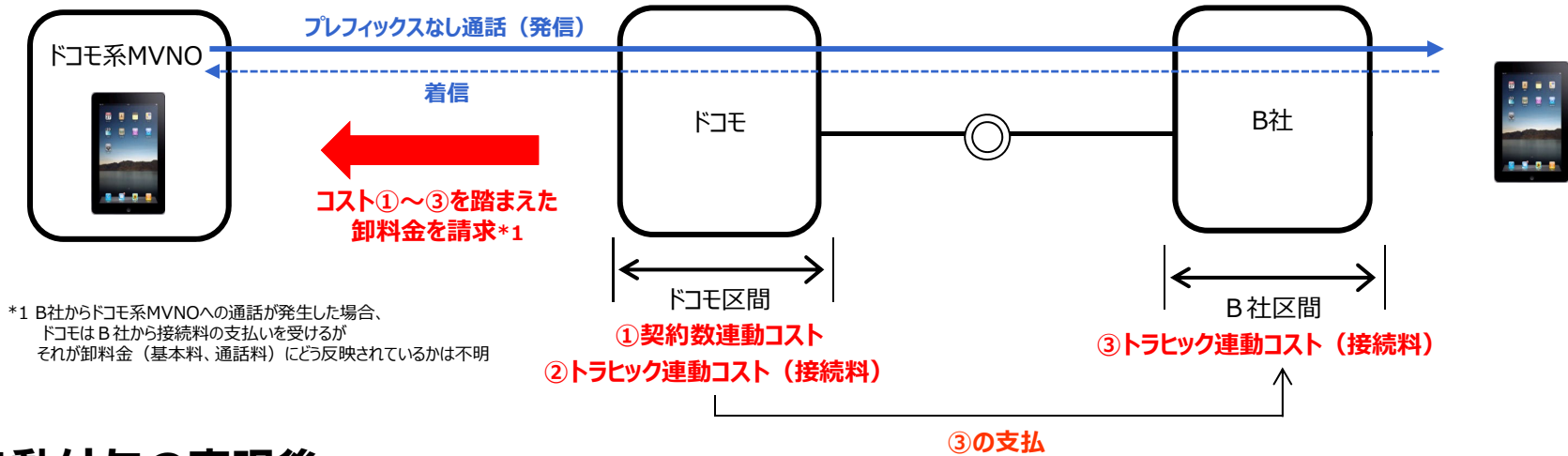
*1 参考資料30-2 第28回研究会のヒアリング等を踏まえた事業者・団体への追加質問及びその回答（移动通信関係）

NTTドコモの提案(MNOの交換機でプレフィックス番号を自動付与する案)に対する意見

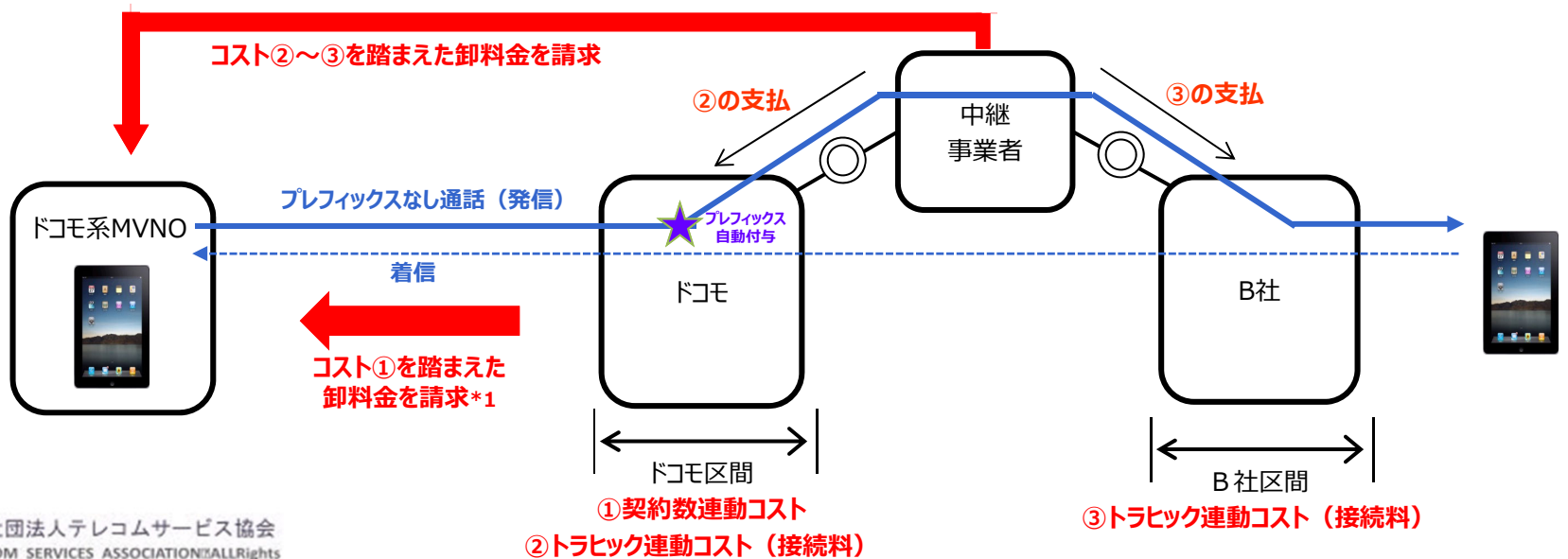
- ドコモの提案は利用者利便の向上に資する前向きなものと評価しておりますが、2/12の研究会で追加質問に対する回答で申し上げた7つの課題の内、以下の課題は引き続き早急な検討が必要と考えます
 - ✓ 実現時期について、「市場競争のスピード感から、遅くとも6カ月以内での実装」を要望していたところ、MNOとMVNOとの公正競争環境を早急に確保する観点から、可能な限り前倒しを検討することが望ましい
 - ✓ 網改造料水準が不明であり、概算を早期に提示いただく必要がある
 - ✓ KDDI、ソフトバンクにおける対応可否を検討いただく必要がある
- 2/12の研究会では、総務省より「モバイル音声卸では代替性があるとは評価できない」と示されたところ、仮に本提案が実現した場合の「代替性評価基準に対する評価」は次の通りと考えます
 - ✓ 評価基準②：「接続機能により、同様の役務がエンドユーザーに提供可能かどうか」について
中継電話を利用した音声サービスの課題である「専用アプリを用いる必要がある」、「緊急通報やフリーダイヤルが使えない」といった課題が解決し、概ね*1同様の役務をエンドユーザーに提供することが可能と考えます
*1 緊急通報やフリーダイヤル、加入者管理機能や番号管理などは卸提供される予定であり、接続機能により実現できるわけではないため「概ね」と評価
(なお、ドコモからは接続による実現の要望があれば別途対応と回答があったところ、全てを接続で実現することには多くの課題が存在)
 - ✓ 評価基準③：「接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与しているか」について
本提案が実現した後も、MVNOはMNOへ音声卸基本料を引き続きへ支払う必要があります。ドコモからは卸料金を見直す考えが示されているところですが、現時点では実際に卸料金が見直しされておらず、音声卸基本料金の水準が公正な競争を阻害しない水準であるかどうか評価できないため、代替性があるかどうか評価できないと考えます。
なお、本提案の実現後、MVNOが負担すべきコストは、契約数に連動するコスト（顧客・料金システム等）が大半になると想定されること、ベンチマークを用いた適正性の検証も踏まえつつ、見直し後の音声卸基本料にトラヒックに連動するコストが含まれていないか等を確認することが必要と考えます。

(参考)プレフィックス自動付与実現前後のMVNOのコスト負担範囲

■自動付与の実現前



■自動付与の実現後



一般社団法人テレコムサービス協会の紹介

- 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行。

- 会員

全国11支部に303会員が加盟(令和2年1月10日現在)

会員の事業は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業など通信事業者及び情報通信事業者等ICT企業が中心

主な会員企業(会長、副会長、常任理事会社)

インターネットイニシアティブ、インテック、スターネット、日本アイ・ビー・エム、日本電気、光通信、富士通、ミロク情報サービス、NTTデータ、セイノー情報サービス、TIS、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、日本電子計算、ビッグロブ、三菱電機インフォメーションネットワーク

- 事業目的

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

- 主な活動

ICTビジネスを創造 — 多様なネットワークサービス事業の創出 —

ICTに関する情報収集・調査研究 — 健全な競争市場の発展 —

ICTサービスの安全性の向上 — 安全・安心なネットワーク社会の実現 —

MVNO委員会の体制

一般社団法人テレコムサービス協会



MVNO委員会参加企業一覧

(令和元年7月18日現在)

- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- あくびコミュニケーションズ (株)
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- (株) STNeT
- NECネットエスアイ (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) NTTぷらら
- (株) 愛媛CATV
- (株) ALL Rise Group
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) オプテージ
- (株) コスモネット
- (株) Jストリーム
- GMOインターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- シネックスインフォテック (株)
- シャープ (株)
- (株) ジュピターテレコム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- (合) DMM.com
- TIS (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 光通信
- (株) 日立システムズ
- ビッグロープ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 三菱電機インフォメーションネットワーク (株)
- (株) メディエーター
- (株) U-NEXT
- LINE (株)
- LINEモバイル (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) レキオス